

(別紙)

## 中央監視設備保守点検業務仕様書

岩手県立中央病院の中央監視設備保守点検業務は、関係法令の定めのほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

- 1 保守対象機器及び点検項目は、別表のとおりとする。
- 2 受託者は、中央監視設備の機能保持のため、専門技術者を派遣し、令和5年6月、9月、12月、令和6年3月(センター装置については令和5年9月及び令和6年3月)に定期点検を実施するものとする。

なお、点検日時については、事前に委託者と協議のうえ決定するものとする。

- 3 受託者は、保守対象設備に突然の故障等異常が発生した場合は、委託者の通知に基づき速やかに専門技術者を派遣し、適切な措置を講ずるものとする。

なお、受託者が費用を伴う作業を要する場合の処理については、契約当事者が協議して定めるものとする。

- 4 受託者は、保守対象設備に突然の故障等異常が発生した場合に備え、緊急連絡体制をとるものとする。
- 5 受託者が行なう保守点検作業は、委託者の立会いのもとに実施し、点検終了後速やかに結果及び所見等必要な事項を記載した報告書を提出し、確認を得なければならない。
- 6 受託者は、保守業務が完了した場合、様式第1号保守業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
- 7 次にあげる費用は、受託者の負担とする。

(1) 上記保守点検に必要な工具、機器及び測定器等並びに報告書作成に係る費用

(2) 各機器に付属する単価5,000円未満の交換部品等の取替えに要する費用

ただし、リモートステーションのうち継続機器を除く。

(3) あきらかに受託者の責任に起因する故障、破損等のため機器の取替えに要する費用